

(別記)

## 令和5年度富士宮市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

### 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当市の農業は、北部地域で畜産、南部地域で茶、その他の地域では水稻や野菜を主たる生産物として展開、地域性を発揮しているところであるが、区画の狭小、不整形といった未整備小規模分散型農地であり、基盤整備の遅れと兼業化の進行が課題とされる。また、経営主の高齢化等から遊休化する農地の増加が見受けられる。

### 2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

兼業農家、高齢農家等から農地中間管理機構を通じて、地域の担い手へ水田の利用集積を促進していく必要がある。特に、露地野菜を生産する担い手が育ってきているため、形のよい水田や接道が広い農地から積極的に集積していく。

### 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

農業委員会の農地利用調査等において、水稻（水張り）を組み入れない作付体系が数年以上定着している農地の確認に努め、従前から作付が盛んな露地野菜を推進し、畑地化を積極的に進めていく。また、転作を地域農家全体の課題として解決するため、ブロックローテーションの活用を検討すると共に畑地化の支援事業の活用についても検討し、水田の活用を促していく。

### 4 作物ごとの取組方針等

市内の約1,044ha（不作付地を含む）の水田について、適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用しながら、作物生産の維持・拡大を図ることとする。

#### (1) 主食用米

需要に応じた米作り及び消費者の安全・安心志向を重視した上で、「コシヒカリ」の作付けを引き続き推進していく。

現在、富士宮農協では、ファーマーズマーケットを拠点に地元ブランド米「う宮米」を「地元のお米」として販売するなどして、地産地消を推進している。協議会としてもPR等で積極的に協力していく。

#### (2) 非主食用米

##### ア 飼料用米

当市では畜産が盛んであり、飼料用米の需要は大きい。主食用米の需要減が見込まれる中、地域の実需者との複数年出荷契約及び、稲わら提供による耕畜連携の取組を、産地交付金を活用して推進し、作付面積の拡大を目指す。また、多収品種による作付けを継続して推進し、安定して収量を確保するよう努める。

##### イ 米粉用米

米粉用米を用いた加工品（米粉パン等）を市のイベントで販売する、地域の実需者との契約等の取組を行い、推進していく。また、実需者からの要望に確実に応えられる様、多収品種を活用した取組を推進する。

#### ウ WCS用稲

当市では畜産農家の飼養頭数が増加したことで、堆肥の生産量と比べて耕地（草地）面積が不足しており、家畜ふん尿の堆肥利用による流通が求められている。そのため、当市では畜産堆肥を利用する農家に補助金を交付しているが、平成27年度から対象農家に飼料用米、WCS用稲の生産者を加えており、耕畜連携を推進していく。

#### エ 加工用米

産地交付金を活用しつつ、地元の実需者（酒造等）との結びつきを強化し、生産の拡大を図っていくこととする。

#### (3) 麦、大豆、飼料作物

地域の実需者との契約に基づき、二毛作も活用しながら、現行の栽培面積を維持する。

#### (4) そば、なたね

地域の実需者との契約に基づき、二毛作も活用しながら、現行の栽培面積を維持する。

#### (5) 高収益作物（園芸作物等）

キャベツ、落花生、ネギ等の露地野菜や、イチゴ等の施設栽培を推進し、作型、品種等の改善による高収益化を進めると共に加工品等を市の特産品として消費者に周知する。

### 5 作物ごとの作付予定面積等

～

### 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

## 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	389	0	389	0	389	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	3.18	0	4	0	4	0
米粉用米	0.21	0	1	0	1	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	0	0	0	0	0	0
加工用米	0	0	0	0	0	0
麦	1.1	0	1.1	0	1.1	0
大豆	1	0.9	1	0.9	1	0.9
飼料作物	3.67	0.83	3.67	0.83	3.67	0.83
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0	0	0.3	0	0.3	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	19.91	1.45	19.91	1.45	19.91	1.45
・野菜	19.48	1.45	19.48	1.45	19.48	1.45
・花き・花木	0	0	0	0	0	0
・果樹	0.43	0	0.43	0	0.43	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	0	0	0	0

## 6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	麦、大豆、飼料作物、そば、なたね（二毛作）	二毛作助成	作付面積（交付金対象）	（R4年度）173a	（R5年度）100a
2	飼料用米、わら専用稲	耕畜連携助成（わら利用）	作付面積（交付金対象）	（R4年度）114a	（R5年度）110a
3	そば、なたね（基幹作）	そば・なたね基幹作助成	作付面積（交付金対象）	（R4年度）0a	（R5年度）20a
4	野菜、果樹、花き、飼料用とうもろこし（基幹作）	担い手加算（高収益作物）	作付面積（交付金対象）	（R4年度）1,787a	（R5年度）1,500a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

## 7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 静岡県

協議会名: 富士宮市農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	二毛作助成	2	5,380	麦、大豆、飼料作物、そば、なたね(二毛作)	助成対象水田において対象作物を二毛作として作付した面積に応じて支援。
2	耕畜連携助成(わら利用)	3	5,380	飼料用米、わら専用稲	対象者が、水田において権原に基づいて対象作物を作付した面積に応じて支援。
3	そば・なたね基幹作助成	1	20,000	そば、なたね(基幹作)	対象者が、水田において権原に基づいて対象作物を作付した面積に応じて支援。
4	担い手加算(高収益作物)	1	13,450	野菜、果樹、花き、飼料用とうもろこし(基幹作)	認定農業者及び認定新規就農者が対象作物を作付けした面積(県設定の高収益作物作付助成の交付面積)に支援。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載して下さい。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別紙)二毛作助成のその他要件(整理番号1)

1. 二毛作助成の対象作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度内に収穫及び出荷・販売を行うこと。

(1) 麦

農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。

(2) 大豆、そば、なたね

農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

(3) 飼料作物

利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。また利用供給協定を締結していて販売伝票等が出ない場合、あるいは自家利用計画を策定している場合は、富士宮市農業再生協議会に対し、作業日報等、生産・出荷(提供)したことが分かる書類を提出すること。

※麦、大豆、そばのうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-2号)を作成すること。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。

その他取組の確認方法

・麦、大豆、そば

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-2号)により確認する。

・なたね

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。

・飼料作物

利用供給協定書又は自家利用計画書により確認する。

(別紙)利用供給協定に含まれるべき事項(整理番号2)

1 わら利用(わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組)

- (1)取組の内容
- (2)わらを生産する者
- (3)わらを収集する者
- (4)わらを利用する者
- (5)ほ場の場所及び面積
- (6)刈取り時期
- (7)利用供給協定締結期間
- (8)わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9)その他必要な事項